



石岡に電気が初めてついたのは大正元年10月28日である。元の石岡町の素封家浜平右エ門は、資本金10万円を以って石岡電気株式会社を興し火力発電に依って石岡一円に供給した。火力発電所は100キロワット瓦斯力エンジンで運転し、場所は今の関東冷凍工業あたりになっている。



元気な井坂たけさん

百歳迎え晩酌5勺

9 / 1972

— 210号 —

明治5年1月4日生れのたけさん（東大橋寺染）「石岡で一番おおきいなんて」と言いながら、足腰は言うまでもなく目も耳も達者である。

長寿の秘訣は「肉、牛乳、たまごはだめだ、みそ汁、漬物、野菜それに5勺の晩酌かな」とにっこり。

たけさんは、今でも毎日くわ、かまを使い一人で2アールの畑を耕しなす、きゅうり、落花生など季節の野菜を丹精こめて栽培している。

「孫たちは、ばあちゃんあまり働くな、といってくれるが性分で働かねえではいられねえ、体のきくうちは人様に迷惑はかけたくなえ」と日焼けした顔でますます元気。

市の人口（9月1日現在） （前月比）

世帯数	10,572	世帯	17	世帯増
人口 男	20,139	人	49	人増
女	21,224	人	36	人増
計	41,363	人	85	人増

市の台所はこうです

市では8月1日に昭和46年度の決算状況と昭和47年度における予算執行状況を公表しましたので、その公表された内容についてのあらましをお知らせします。

四十六年度決算のあらまし

前年度に比べ 収入率一・一% 支出率〇・三% 上回る

一般会計における当初の歳入歳出予算額は、昭和四十五年からの都市計画事業に係る繰越明許費予算額一千四百六万一千円を含み、十三億三千三百五十五万円でしたが、その後事業費の不足分二億三千八百十三万三千円を追加し歳入歳出の最終予算額は、十五億七千六百八十八万三千円となりました。

この予算に対して収入額十五億六千七百九十五万三千円で九九・八%(前年度九八・七%)の収入率、また、支出額は十五億一千七百九十七万円で九六・八%(前年度九六・五%)の支出率を示しています。

このほか主なものとしては、東小学校校舎増築に三千七百三万六千円、府中小学校屋内運動場建設に三千六万七千円、学校給食センター建設事業に五千七百九十九万三千円、府中学校プール建設事業に九百七十六万四千円、正上内、御前山第二、長見寿地区農道舗装事業に二千四百四万一千円、土地改良かんばい(深井戸)事業東大橋香取、小井戸地区に六百五十四万五千円、塵芥処理清掃車(三台)等に四百十八万二千円、塵芥用地に三百四十一万三千円を支出しました。

収入額と支出額との差額は四千九百九十八万三千円となりこれを翌年度へ繰越すこととなります。

なお、事業費の支出状況をみると土木費が最も多く、主なものでは、市道整備事業に四千八百九十七万五千円、市営住宅の建設に二千二百九十四万五千円、都市計画事業の駅前整備事業、愛宕下線、若

46年度特別会計決算状況

会計別	46年度特別会計決算状況 (単位千円)		
	予算額	収入済額	支出済額
授産所	17,996	16,895	16,849
有線放送電話	6,287	4,631	4,486
農業共済	37,717	36,481	35,627
簡易水道	15,768	15,730	14,543
国民健康保険	2,041,5	268,244	251,772

46年度一般会計決算状況

歳入				歳出 (単位千円)					
科	目	予算現額	収入済額	予算に対する収入割合	科	目	予算現額	支出済額	予算に対する支出割合
市	税	489,968	507,025	103.5	議	会	37,987	37,713	99.3
地方	譲与税	7,121	5,027	70.6	総	務	269,605	254,161	94.3
自動車	取得税	21,900	20,054	91.6	民	生	160,480	156,893	97.8
地方	交付税	458,754	458,754	100.0	衛	生	136,732	124,467	91.0
交通安全	対策特別交付金	2,137	2,137	100.0	勞	働	7,370	7,343	99.6
分担金	及び負担金	52,128	51,832	99.4	農	林	104,061	98,992	95.1
使用料	及び手数料	29,609	29,946	101.1	商	工	11,443	11,103	97.0
国庫	支出金	183,903	183,026	99.5	土	木	328,309	324,427	98.8
県	支出金	40,081	45,169	112.7	消	防	92,915	90,242	97.1
財	産収入	11,882	12,649	106.5	教	育	297,586	292,662	98.3
寄	附入金	536	440	82.1	災	害	3	3	
繰	入金	8,800			復	旧			
繰	越収	30,387	30,387	100.0	債		79,374	74,454	93.8
諸	収	113,377	103,307	91.1	支	出	45,513	45,513	100.0
市	債	121,100	118,200	97.6	予	備	305		
歳	入	1,571,683	1,567,953	99.8	歳	出	1,571,683	1,517,970	96.8

ために借り入れた金は、学校給食センター建設事業に二千七百万円、市道整備事業に一千九百万円、東小学校校舎増築事業に一千七百万円、都市計画事業に一千四百四十万円で、府中小学校屋内運動場建設事業に一千二百二十万円で、公営住宅建設事業に七百五十万円で、府中小学校プール建設事業に五百万円です。

この結果、市で借りている金の総額は、昭和四十七年三月末現在で、六億一千六百九十六万三千円となつています。

事業資金に一億二百十万円を借り入れ
昭和四十六年度中に事業の

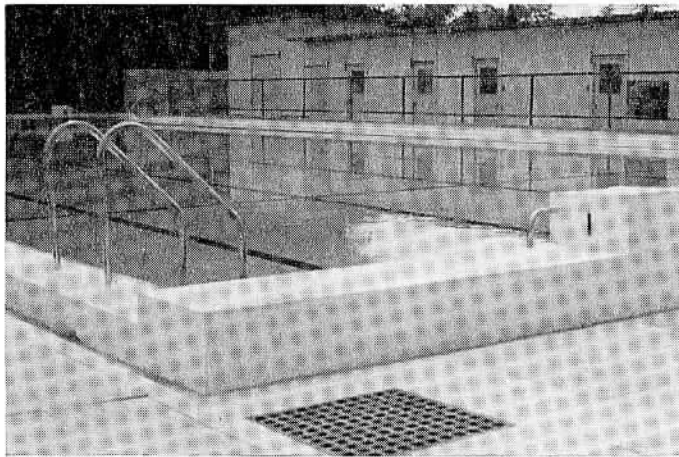
昭和四十七年度の予算執行状況

六月末日現在

収入率三〇・一％
支出率一五・一％

昭和四十七年度の一般会計当初予算額は、十五億四百四十万円でしたが、六月の議会で、六千八百八十五万三千円を追加し、予算総額は、歳入歳出とも十五億七千三百三十二万三千円となり、この予算の執行状況をみると、六月三日現在歳入については、収入率三〇・一％、歳入は、億四千十一万。市税が四億七千七百五十五万三千円、入済額四億七千三百六十八万四千円で、収入率三〇・一％に對して、一億五千三百八十九万一千円などです。

また、歳出では、めだつたその主なものをみると、地方交付税が四億六千三百万円、支出は、経常費（毎年きま）は、たゞの支出が主で、収入率二九％となつて、一億五千三百八十九万一千円などです。



写真上 昭和47年度三村小学校に建設したプール（関川小学校も同規模）
写真下 昭和47年に購入した水槽付消防ポンプ車

47年度特別会計決算状況

(4月～6月・単位千円)

会計別	予算額	収入済額	支出済額
授産所	20,578	631	4,235
有線放送電話	5,136	786	1,212
農業共済	26,072	1,048	2,031
簡易水道	3,887	1,187	303
国民健康保険	297,827	70,746	27,540

予算に対する支出割合は、一五・一％となつています。しかし、これら別表（四十七年度の主な事業）に示したように、大きな事業がたくさん残つていいますので、むだの生じないよう予算を使つていく方針です。

47年度の主な事業

(単位千円)

事業名	事業費	事業内容	事業名	事業費	事業内容
市道整備事業	112,000	第2次四ヶ年計画初年度事業延長 31,740m	国指定特別史跡常盤分尼寺跡総合保存整備事業	47,400	用地購入
交通安全対策事業	8,400	国分町～若松町地内歩道延長 500m	学校給食センター建設	52,400	ボイラー、調理設備他
都市計画事業			清掃用備品購入	2,300	塵芥収集車1,300千円、ブルドーザー1,000千円
駅前整備事業	24,600	用地購入 43m ² 建物附属設備移転及び営業補償 2件	農道舗装工事	8,000	正月平農道舗装延長1,320m 巾員5.0m
愛宕下根当線	21,000	用地購入 5,000m ² 建物附属設備移転及び営業補償 5件	消防施設整備事業	7,550	分団車庫等新築補修工事 救急車 1台 水槽付消防ポンプ車
山王川都市下水路建設事業	18,000	山王川都市下水路コンクリート開渠 W=3.5m L=190m D=1.5m	農免道路地元負担金	1,405	
公営住宅建設事業	40,007	用地取得 2,340m ² 簡易耐火構造二階建 24戸			
東小学校屋内運動場建設事業	33,430	鉄骨ブロック造平家建（一部中二階 839m ² ）			
三村小学校プール建設事業	9,475	25m×10.7m=267.5m ²			
関川小学校プール建設事業	9,475	〃			

第二回臨時市議会

市営墓地設置条例などを審議

第二回臨時市議会は、昭和四十七年八月十一日に市議場で開かれ、市営墓地設置条例及びさききの六月第二回定例会において、継続審査となっていた国保税の一部改正条例、都市公園条例など四案件を審議、都市公園条例の一部修正のほかすべて原案どおり可決されました。

市営墓地設置、管理及び使用条例の制定

これは市民生活の整備と環境衛生上の見地から、市営墓地の必要性がさげばれていたが、昭和四十五年五月龍神山山腹の国有林野の払下げが承認されたことにより、市開発公社の手によって墓地工事が進められ、今回その工事が完成し、市営墓地として開園されるもので、墓地の名称は、「龍神山霊園」(総面積が四万八千九百七十七平方メートル) 今回の造成面積は、一万九千三百五十五平方メートル、墓地の区画数は、千二百基、一区画の面積は、五平方メートルであります。

国保税条例の一部改正

こんどの改正は、地方税の

一部改正と、昭和四十七年二月からの医療費改訂に伴う、医療費の増加に対処するため、最低限の税額の引上をするものです。

改正された主な点は、次のとおりです。
一、所得割の税率、現行百分の二を、百分の二・九にしたこと
二、均等割額、現行九百円を千円にしたこと
三、低所得者の税負担の緩和をはかるため、減額基準額現行八万円を九万円にしたこと

都市公園条例の制定

柏原野球公園、柏原サッカー公園は、柏原工業団地造成の一環として、工事施行完了とともに近く、施行者日本住宅公団から譲渡されるので、同公園の管理運営の円滑化を図るためのもので、使用上の

昭和四十七年度一般会計の補正予算

こんどの補正予算額は、一億一千九十六万九千円で、予算総額は、十六億八千四百二十九万二千円になりました。歳出の主なものをみてみますと、衛生費の市営墓地用地と墓地施設購入に、一億八千四百四十四円、市営墓地の取付道路舗装工事及び神社鳥居の補償工事委託料に六百九十八万円を計上したほか、教育費として、学校給食センターに配膳台四九台、白衣三九二着購入するため、九十五万円を計上しました。

国体だより

みんなで踊ろう 国体音頭



浅野、清水両先生の指導で熱心に踊りを練習するみなさん
— 石小体育館にて —

「ソーレンソレンまごころ 国体しっかりね、みんなでトコトンがんばろね……」
市実行委員会では、誰れにも愛唱される歌によって「水と緑のまごころ国体」を盛り上げるため、去る八月二十六日石小体育館において、茨城国体音頭「わが茨城」普及大会をもよおしました。
この大会には、婦人会、農協婦人部、中学生、市民運動推進員、事業所等から約二百名の参加があり、体育館に流れる音頭の歌にあわせて、拍手をそろえてほほえみながら踊るみなさんの姿に、一刻も早く覚えようとする真剣さがかがわれました。
女性参加者の多い中に、市長はじめ市議会議員、市民運動推進員など男性の姿もみられ、約一時間ほどのレッスンで完全にマスターしたほどでした。
この大会に参加した人達が各地域のリーダーになっていただき「水と緑のまごころ国体」市民運動推進に大きく貢献していただけたと思います

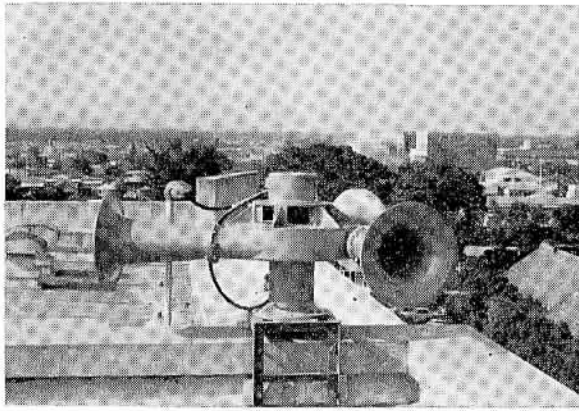
くらしの中の 公害教室

公害のはしりはギリシャ時代に石炭を燃料とした工場が現代のいわゆる、ばいじん悪臭の公害事象を生発し周住民に、いみじいわれ、その事象の解消をはかったと史実にあるごとく、公害は古代から存在し、日本でも明治時代の足尾銅山鉱毒事件を始め、比較的歴史のある地域性の強い問題でもあり、くらしのなかの公害教室、として用語の解説等をおりこみ、良く理解してもらうため、シリーズとして掲載致します。

カメラ スケッチ



市民会館に サイレン取付



消防本部庁舎
移転により、火
災時のサイレン
吹鳴について皆
様より御要望が
ありました。こ
このほど市民会
館屋上に、出力
三・五KW(五馬
力)余韻防止付
サイレンの取付
工事を完了し災
害時に吹鳴する
ことになりました。
なお、毎月
一日正午に定期
試験をかねて、
吹鳴することに
なっています。

身近な問題とり上げ かしこい消費者展



私達の消費生活も近年色々
と弊害を生じてきております
この現況を広く市民の皆さ
んに紹介し、消費者意識を深
めていただき、明日へのより
よい消費生活の向上への一助
として、さる八月十一日から
十三日までの三日間「市内商
店」にて消費生活展を開催し
ました。会場には、パネルを
通して商店の選らび方、試買
品の実験テスト発表、お米の
試食テスト等大変好評をほく
しました。

フラワーリボンに

交通安全の願いをこめて

夏の交通事故防止県民運動
の一環として八月二〇日カギ
ヤ前T字路交差点で、石岡市
交通安全青年隊三十名が、街
行くドライバーに交通安全の
願いをこめ「安全運転に心が
けましょう」と呼びかけなが
ら、一千本のフラワーリボン
を手渡しました。
同隊はさる昭和四十三年発
足、これまでカーブミラーの
清掃などの交通安全活動を続
けており、リボンフラワーを
配ったのは今年で二度目。

文化財

保護についてお願い

最近中国で発掘された古代
の人体や、日本の高松塚に出
土した古代壁画などは、貴重
な古代史研究の資料であるこ
とは皆様御承知の通りです。
このような貴重な品々を、
文化財といえます。

石岡市は、歴史的にこのよ
うな文化財が、今後貴重な資
料として発掘される可能性の
ある由緒ある土地であり、計
画的に発掘をいたしておりま
す。

したがって、次のような場
合は、教育委員会に御連絡を
願ひ、郷土の文化財を大切に
していきたくと思ひます。
一、宅地造成等をするとき

場合

このような場合連絡等の手
続をとりませんと、文化財保
護法により罰せられることも
あります。

なお、銃砲刀剣類について
も許可なく所持していると同
じこととなりますので、教育
委員会では市民の皆様にご相
談いただき、説明申し上げます。
ですので、ご利用願ひます。



尼寺ヶ原より出土した土器類

